

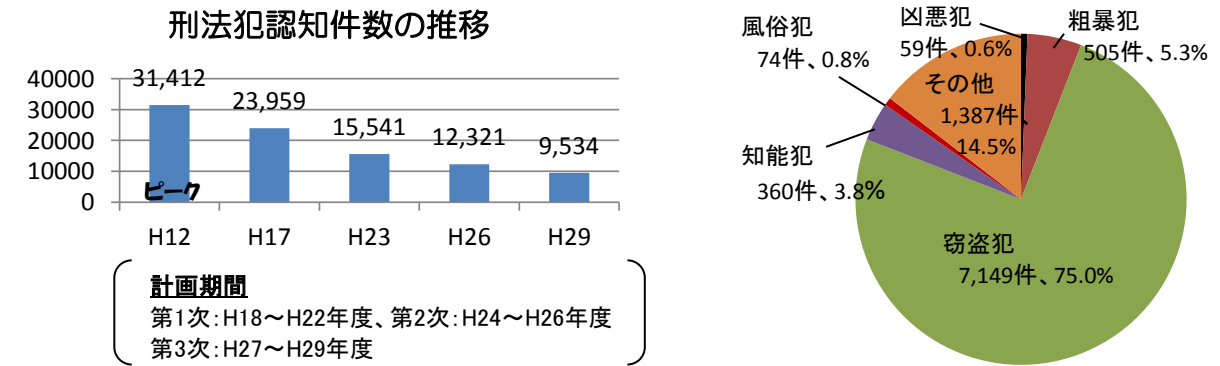
# 第4次千葉市地域防犯計画の概要

## 第1章 計画策定の趣旨等について

- 1 策定の趣旨**  
市内の犯罪抑止に関して、今後あるべき方向性を明らかにし、市、市民、事業者、警察、その他関係機関などが、それぞれの役割において連携・協力のもと、持続的な犯罪のない安全で安心なまちづくりを進める活動指針とするため、この計画を策定する。
- 2 対象範囲**  
市民生活に係る犯罪への対策、取組みを対象とする。  
(防災・防火・道路等のバリアフリーなどは、この計画の対象に含まない。)
- 3 位置づけ**  
本市の地域防犯に関する個別計画であり、千葉市新基本計画及び第3次実施計画との整合を図るものとする。
- 4 期間**  
3年間(2018年度から2020年度)とする。  
なお、事業の進捗状況や社会情勢の変化などを踏まえ、適宜必要な見直し又は変更を行う。

## 第2章 本市における犯罪の現状と課題

- 1 刑法犯認知件数の推移、2 犯罪の現状**  
平成29年の市内の刑法犯認知件数は、9,534件で、17年連続で減少  
全体の75%が窃盗犯で、割合は例年と同様



- 3 市民意識**  
市民(防犯パトロール隊・自治会)の7割は市内の治安が良いと感じている一方、5割は犯罪減少への課題として地域の連帯感の希薄化を挙げている。  
※防犯パトロール隊代表者、パトロール隊未結成の自治会の代表者アンケート集計結果

- 4 地域防犯活動の現状**  
(1) 防犯パトロール隊数 → 700を超える防犯パトロール隊が活動  
(2) 防犯ウォーキング実施者数 → 約13,000人がウォーキングを兼ねて防犯活動を実施

- 5 安全で安心なまちづくりへの課題**  
(1) 防犯意識の向上  
(2) 地域における防犯力の向上  
(3) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催に伴う安全対策  
(4) 子どもや高齢者、犯罪被害者等への安全対策・支援  
(5) 防犯に配慮した環境の整備  
(6) 規範意識の低下による迷惑行為への対策

## 第3章 計画の目標について

**計画目標: 安全で安心して暮らせるまち 千葉市の実現**



## 第4章 防犯施策の推進について

1 基本的な4つの視点	(1) 防犯知識の普及・啓発による防犯意識の向上	犯罪者の標的になりにくくするための取組み(抵抗性の向上)
	(2) 地域における防犯活動の推進	市、市民、事業者、警察、その他関係機関などが相互補完的にそれぞれの役割を果たし、連携をすることで一体となった取組み
	(3) 犯行を躊躇(ちゅうちよ)させる環境の整備	犯行を躊躇させる環境の整備(領域性・監視性の向上)
	(4) 基本的人権の尊重	子ども、高齢者、女性、障害者、犯罪被害者等の視点に立った取組み 市民の基本的な人権を侵害しないよう配慮した取組み

2 地域を構成する者のそれぞれの役割	(1) 市の役割	ア 犯罪情報の提供や防犯知識の普及 イ 市民、事業者、警察、その他関係機関などと連携した取組みの推進 ウ 自主的な防犯活動に対する支援及び人材育成
	(2) 市民の役割	ア 防犯知識を身に付けるなど自らの安全確保のための取組み イ 犯罪のないまちづくりの主体として自主的な活動への参加 ウ 地域のモラル・マナーの低下をもたらす義務違反行為の防止
	(3) 事業者の役割	ア 市、市民、警察、その他関係機関などと連携した取組みへの協力
	(4) 警察の役割	ア 犯罪情報の提供 イ 防犯パトロールや防犯に配慮した都市空間づくりにおける実務支援 ウ 犯罪の取締りの徹底 エ 市、市民、事業者、その他関係機関などと連携した取組みへの協力

3 具体的な取組み  (凡例) 重点 新規 拡充	(1) 市民を主体とした防犯活動への支援	ア 犯罪発生情報の提供及び最新の防犯知識の普及 イ 「防犯リーダー」など人材の育成 ウ 防犯パトロール活動に対する支援 <b>拡充</b> エ 防犯街灯・防犯カメラの設置支援 <b>新規</b>
	(2) 地域防犯ネットワークの推進	ア 防犯上の拠点整備 イ 「防犯への協力に関する覚書」締結事業者の拡大 ウ 青色回転灯装着公用車による防犯パトロール活動の実施 エ 迅速な防犯情報の配信 <b>拡充</b> オ 地域防犯連絡会の開催 カ 中央区富士見地区における安全・安心まちづくりへの取組み キ 暴力団排除への取組み ク 災害時における地域防犯体制の構築 ケ 区の独自性を活かした防犯施策
	(3) 子どもを犯罪から守る	ア 学校、幼稚園、保育所(園)等、児童関連施設における安全確保の取組み イ 登下校時等における安全確保の取組み ウ 子どもが加害者とならないための取組み エ 児童虐待防止への取組み
	(4) 高齢者、女性、障害者、犯罪被害者等への安全対策・支援	ア 県、警察との連絡会議の開催 <b>新規</b> イ 電話de詐欺等への対策 ウ 犯罪被害者支援の取組み <b>新規</b>
	(5) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催に伴う安全対策	ア JR主要駅周辺等における防犯カメラの設置 <b>新規</b> イ 関係機関等との連携による来訪者の受入環境の充実
	(6) 防犯に配慮した環境の整備	ア 公共施設の整備及び管理における防犯上の配慮 イ 防犯に配慮した住宅等の促進 ウ 空家・空地に対する取組み <b>拡充</b>
	(7) 軽微な犯罪や義務違反対策	比較的軽微な犯罪や義務違反行為に対する取組み
	(8) 関係部署が連携した取組みの推進	関係部署の連携した取組み
	(9) 警察との連携	ア 犯罪情報の提供 イ 防犯パトロールや防犯に配慮した都市空間づくりにおける実務支援 ウ 防犯に関する啓発活動への相互参加